

# 平成28年度地域包括支援センター事業評価表(案)について

資料5

## 1 昨年度との変更点について

### (1) 運営方針との対比

評価項目を運営方針の項目と対比できるように整理した。

### (2) 評価項目に対する自己評価の見える化

平成27年度は自己評価が文章だけの評価であったため、分かりにくいという課題があった。そのため、平成28年度は以下の手法、基準を用いて、評価方法の見える化を図る。

また、大項目ごとでの平均値を出すことで、大項目全体を評価できるようにした。

## 2 評価手法について

### (1) センターの自己評価

・各センターは運営方針に基づき、業務の達成状況について、自己評価表に基づき自己評価(◎・○・△・×)し、補足説明欄に実施内容や実施できなかった事項等を記載する。

### (2) 市の評価

- ・センターの自己評価に対し、市が内容を精査。事業実施内容等のヒアリングを行ったうえで、市評価を決定。
- ・各小項目の評価を点数化(◎=3点、○=2点、△=1点、×=0点)。大項目ごとの平均値を総合的に見ることで、業務全体を評価その上で大項目ごとの状況を市が分析する

## 3 評価基準について

評価	採点	評価基準
◎	3	中項目・小項目に対し、職務及び業務が十分に評価でき、運営方針を上回る業務を実施した。
○	2	中項目・小項目に対し、職務及び業務が予定どおり遂行できた。
△	1	中項目・小項目に対し、何らかの理由により一部分遂行できなかった。
×	0	中項目・小項目に対し、全く遂行できなかった。

平成28年度地域包括支援センター事業評価表(例)

地域包括支援センター名:

大項目			1.8		1.8	
1. 基本方針		自己評価平均		市評価平均		
中項目	小項目	実施状況	補足説明欄	市評価欄	市補足説明欄	
(1)	地域包括ケアの推進	介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな地域の様々な社会資源を活用できている。	◎		○	
		地域ケア会議を積極的に実施できている。	○		○	
(2)	地域ケア会議の推進	地域ケア会議の全体的な流れや枠組みを整理できている。	△		○	
		電子連絡帳を活用し、在宅医療・介護ネットワークの形成に努めている。	○		○	
(3)	在宅医療・介護連携の推進	電子連絡帳を活用し、在宅医療・介護ネットワークの形成に努めている。	○		○	
(4)	生活支援サービスの体制整備	社会参加に対する地域住民のニーズや、総合相談等の内容を分析して地域課題を把握し、生活支援コーディネーターと連携して生活支援サービスの体制整備に取り組んでいる。	◎		○	
(5)	認知症に関する取り組み	認知症の早期診断・早期対応により、認知症になっても安心して暮らせる支援体制づくりに努めている。	○		○	
		認知症高齢者の介護者・家族に対し、介護の知識の普及や介護負担軽減を目的とした支援を実施している。	△		○	
		認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員について、それぞれ具体的な設置方法や活動内容等の検討を行っている。	△		△	
(6)	効果的なセンター運営のための取り組み	地域包括支援センターと市で定期的な情報交換・情報共有し、センターの機能強化に努めている。	△		△	
		新しい総合事業への移行に向け、地域包括支援センターと市の連携体制を強化している。	○		○	

(参考)平成27年度長久手市地域包括支援センター事業評価表 (評価実施日:平成28年 月 日)

センター名:

I 運営の基本事項

	評価基準	地域包括支援センター自己評価欄	市評価欄
基本方針	地域包括ケアシステムを実現するため、地域ケア会議を積極的に実施し、多職種協働で地域課題の把握や地域づくり・資源開発等に努めている。		
	電子連絡帳を活用し、在宅医療・介護ネットワークの形成に努めて		
	各センター内会議を定期的実施し、3職種が情報を共有し、連携・協働できる事業体制を確保している。		
	個別支援にあたり、保健・医療・福祉サービスが特定事業所に不当に偏らないよう、また利用者を不当に誘導しないよう配慮している。		
	認知症の早期診断・早期対応により、認知症になっても安心して暮らせる支援体制づくりに努めている。		
	認知症高齢者の介護者・家族に対し、介護の知識の普及や介護負担軽減を目的とした支援を実施している。		
	社会参加に対する地域住民のニーズや、総合相談等の内容を分析して地域課題を把握し、生活支援コーディネーターと連携して生活支援サービスの体制整備に取り組んでいる。		
	地域包括支援センターと市で定期的に情報交換・情報共有し、センターの機能強化に努めている。		

平成28年度地域包括支援センター事業評価表(案)

地域包括支援センター名:

大項目					
1. 基本方針		自己評価平均		市評価平均	
中項目	小項目	実施状況	補足説明欄	市評価欄	市補足説明欄
(1)	地域包括ケアの推進	介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな地域の様々な社会資源を活用できている。			
	地域ケア会議の推進	地域ケア会議を積極的に実施できている。 地域ケア会議の全体的な流れや枠組みを整理できている。			
(3)	在宅医療・介護連携の推進	電子連絡帳を活用し、在宅医療・介護ネットワークの形成に努めている。			
(4)	生活支援サービスの体制整備	社会参加に対する地域住民のニーズや、総合相談等の内容を分析して地域課題を把握し、生活支援コーディネーターと連携して生活支援サービスの体制整備に取り組んでいる。			
(5)	認知症に関する取り組み	認知症の早期診断・早期対応により、認知症になっても安心して暮らせる支援体制づくりに努めている。			
		認知症高齢者の介護者・家族に対し、介護の知識の普及や介護負担軽減を目的とした支援を実施している。 認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員について、それぞれ具体的な設置方法や活動内容等の検討を行っている。			
(6)	効果的なセンター運営のための取り組み	地域包括支援センターと市で定期的に情報交換・情報共有し、センターの機能強化に努めている。			
		新しい総合事業への移行に向け、地域包括支援センターと市の連携体制を強化している。			

大項目		自己評価平均	市評価平均		
2. 運営体制					
中項目	小項目	実施状況	補足説明欄	市評価欄	市補足説明欄
(1)	事業計画の策定	各センターの当該年度の事業計画に基づき、計画的な事業運営を行っている。			
(2)	公立・中立性の確保	各センターの職員は、中立・公平の立場でなくてはならないことを理解している。			
(3)	設置場所等	市民や多様な関係者がアクセスしやすい場所に事務所を設置している。			
(4)	職員の姿勢	地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行している。			
(5)	個人情報の保護	安心して相談ができるよう、プライバシーが守られるように配慮されている。			
		個人情報の取り扱いについて、関係法令を遵守し、厳重に個人情報の保護を図っている。			
		相談記録や実績等のデータは厳重に保管・管理されている。			
(6)	広報活動	パンフレットや広報紙等を作成し、様々な施設への配布を行うなど広報に努めている。			
(7)	苦情対応	苦情受付担当者・責任者を利用者に分かるように示している。			

大項目					
3. 介護予防ケアマネジメント業務		自己評価平均		市評価平均	
中項目	小項目	実施状況	補足説明欄	市評価欄	市補足説明欄
(1)	介護予防事業に関するケアマネジメント業務	二次予防事業対象者施策の啓発等、二次予防事業対象者把握に向けての取り組みを行い、対象者のニーズ、課題分析を行っている。			
		二次予防事業対象者に対して、介護予防の目的を意識したケアマネジメント及び評価を実施し、柔軟にプランの変更を行っている。			
(2)	新予防給付に関するケアマネジメント業務	運営方針Ⅱ(2)①～⑪について、適切なプロセスで実施している。			
		介護予防プランを居宅介護支援事業所に委託する際には、地域包括支援センター運営協議会で承認を得ている。			
		適切に委託業務が行われているか定期的に確認をしている。			
(3)	その他	地域包括支援センターにおいて実施するケアマネジメントとケアマネジャーが行うケアマネジメントの相互の連携を図っている。			

大項目					
4. 総合相談支援及び権利擁護業務		自己評価平均		市評価平均	
中項目	小項目	実施状況	補足説明欄	市評価欄	市補足説明欄
(1)	地域におけるネットワーク構築業務	地域特性や地域住民のニーズを把握している。			
		マップの作成等により活用可能な地域関係機関・団体等を把握している。			
		地域の課題や地域住民の支援についてネットワークを活用した問題解決を行っている。			
(2)	実態把握業務	地域住民や関係機関から支援が必要な地域高齢者の情報収集を行っている。			
(3)	総合相談業務				
	①総合相談業務	初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で適切な機関・制度・サービス等につなげている。			
		積極的に地域に出かけ、要支援者や地域の様々なニーズを見出すための出張相談を行っている。			
②継続的・専門的な相談支援	専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定している。				

(4)	権利擁護業務				
	①成年後見制度及び尾張東部成年後見センターの活用	高齢者の判断能力や生活状況を把握し、成年後見制度を利用する必要がある場合には尾張東部成年後見センターと連携して支援している。			
		成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者で親族がいない場合等は、市長申し立てにつなげている。			
	②老人福祉施設等への措置	虐待等で高齢者を措置入所させることが必要と判断した場合には、当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めている。			
	③虐待への対応	通報・相談を受けた場合には、速やかに市及び関係機関と連携し、高齢者の安全確認・事実確認を行う等適切に対応している。			
	④困難事例への対応	支援困難ケースや緊急と判断した場合は、多様な観点から支援できるようチームアプローチを実践している。			
⑤消費者被害の防止	消費生活センターと定期的な情報交換を行うとともに民生委員児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等と連携し消費者被害情報の把握を行い、適切に対応している。				

大項目					
5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務		自己評価平均		市評価平均	
中項目	小項目	実施状況	補足説明欄	市評価欄	市補足説明欄
(1)	日常的個別指導・相談業務	担当圏域のケアマネジャーに対して、相談窓口を設置しケアプランの作成指導や助言等を行っている。			
		ケアマネジャーを対象にした研修会や事例検討会を実施している。			
(2)	支援困難事例等への指導・助言業務	地域のケアマネジャーが抱える困難事例に対する支援を行っている。			
(3)	包括的・継続的なケア体制の構築業務	地域ケア会議等を通じて地域のケアマネジャーと関係機関が連携できるよう支援している。			
(4)	地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務	研修会や事例検討会を通してケアマネジャー相互の情報交換を行う場を設定し、ネットワーク構築の支援を行っている。			